

# 福岡県公報

平成20年 7 月 25 日  
第 2 8 5 2 号

## 目 次

### 告 示 (第1237号 - 第1256号)

生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課)	.....	1
生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課)	.....	1
生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	.....	2
生活保護法に基づく指定介護機関の休止及び廃止	(保護・援護課)	.....	3
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	.....	3
土地改良事業の協議の適否決定	(農村整備課)	.....	3
市の町の区域の設定	(市町村支援課)	.....	4
市の字の区域の変更	(市町村支援課)	.....	7
市の字の区域の設定及び変更	(市町村支援課)	.....	7
新たに生じた土地の確認	(市町村支援課)	.....	9
市の町及び字の区域の変更	(市町村支援課)	.....	10
新たに生じた土地の確認	(市町村支援課)	.....	10
市の町の区域の変更	(市町村支援課)	.....	10
市の町の区域の変更	(市町村支援課)	.....	10
市の町の区域の設定	(市町村支援課)	.....	10
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	.....	14
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	.....	14
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	.....	14
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	.....	14

土地改良事業計画の変更の認可申請の適否決定	(農村整備課)	.....	15
公 告			
福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(建築指導課)	.....	15
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課)	.....	15
選挙管理委員会			
政治団体の設立届	(市町村支援課)	.....	16
政治団体の届出事項の異動届	(市町村支援課)	.....	16
政治団体の解散届	(市町村支援課)	.....	17
資金管理団体の指定届	(市町村支援課)	.....	18
資金管理団体の届出事項の異動届	(市町村支援課)	.....	18
資金管理団体の指定取消届	(市町村支援課)	.....	19

## 告 示

### 福岡県告示第1237号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成20年 7 月 25 日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日	サービス項目
久介歯244	くるめ歯科クリニック	久留米市小頭町14 - 26 - 2 F	20・3・1	居管・予居管

### 福岡県告示第1238号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成20年7月25日

## 福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日	サービス項目
飯介302	穎田病院	飯塚市口原1061 - 1	20・6・1	訪リ・予訪リ
粕介薬129	ひがし薬局四王寺坂店	糟屋郡宇美町四王寺坂1丁目29 - 3	20・7・1	居管・予居管
飯介薬141	まどか薬局	飯塚市伊岐須296 - 2	20・4・1	居管・予居管
飯介福5	介護老人福祉施設 天空の杜	飯塚市平恒181 - 1	20・6・1	老福
飯居236	ヘルパーステーション大樹	飯塚市枝国402 - 7 - 105	20・7・1	訪介・予訪介
八女居51	光陽の郷デイサービス	八女市上陽町北川内2818 - 1	20・6・1	通介・予通介
筑居36	デイサービスさわやかとくひさ	筑後市大字徳久183 - 13	20・6・1	通介・予通介
行居64	ケアステーションのぞみ	行橋市南泉2丁目28 - 3	20・6・1	訪介・予訪介
行支31	ケアプランセンター虹の家	行橋市南泉2丁目28 - 3	20・6・1	居支
中支17	ケアプランひごだい	中間市長津2丁目13 - 21	20・7・1	居支
遠居100	九州介護サービスみずまき	遠賀郡水巻町樋口1 - 1	20・7・1	訪介・予訪介
女居45	デイサービスこもれびの家	八女郡広川町大字一條1065 - 7	20・5・1	通介・予通介
像居50	認知症対応型通所介護つたがたけ	宗像市石丸1丁目6 - 7	20・6・1	認通・予認通
田介159	社会福祉法人柏芳会田川新生病院	田川市大字夏吉3638	20・4・1	訪看・訪リ・通リ・居管・予訪看・予訪リ・予通リ・予居管

田居58	医療法人吉峯医院 グループ・ホーム 日の出	田川市新町24 - 24	20・6・1	認共・予認共
------	-----------------------------	--------------	--------	--------

## 福岡県告示第1239号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成20年7月25日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 名称の変更

指定番号	旧 名 称	新 名 称	所 在 地	変更年月日
嘉麻介27	医療法人三愛 三愛病院	健康リハビリテーション内田病院	嘉麻市牛隈2510 - 4	20・6・1
嘉麻居62	医療法人三愛三愛病院指定通所リハビリテーション	健康リハビリテーション内田病院	嘉麻市牛隈2510 - 4	20・6・1
朝倉居20	まるごとデイサービス 日迎の園	デイサービス日迎の園	朝倉市杷木穂坂59 - 1	20・6・1
朝倉居24	まるごと短期生活介護 日迎の園	短期生活介護日迎の園	朝倉市杷木穂坂59 - 1	20・6・1

## 2 所在地の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
嘉麻居25	社会福祉法人嘉麻市社会福祉協議会 嘉麻北訪問介護事業所	嘉麻市岩崎1117 - 2	嘉麻市岩崎1143 - 3 稲築住民センター内	20・5・16

## 福岡県告示第1240号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成20年7月25日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 休止

指定番号	名 称	所 在 地	休止年月日
鞍支35	ケアプランセンターもくれん	鞍手郡小竹町大字勝野2777	20・7・1

## 2 廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
粕介歯29	セントラル歯科医院	糟屋郡志免町志免中央2丁目4-6	20・6・30
京介歯23	安部歯科医院	築上郡築上町大字湊字小路165-183-1	20・6・1
大支67	ゆとりケアプラン	大牟田市上屋敷町1丁目7-12	20・7・10
鞍居28	社会福祉法人鞍手町社会福祉協議会 鞍手訪問介護事業所	鞍手郡鞍手町大字新延414-1 鞍手町総合福祉センター	20・3・31
糸島居3	介護センターにこまる	糸島郡二丈町大字深江957-2	20・6・1

## 福岡県告示第1241号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年7月25日

福岡県知事 麻生 渡

- 保安林予定森林の所在場所  
北九州市八幡東区大字大蔵字中河内2649の13（次の図に示す部分に限る。）、字水無3477の1、3477の3
- 指定の目的  
水源のかん養
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字中河内2649の13（次の図に示す部分に限る。）
    - その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 福岡県告示第1242号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、市町村から協議のあった土地改良事業を平成20年7月8日付けで適当であると決定したので、同法第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成20年7月25日

福岡県知事 麻生 渡

市町村名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
------	-----	----------	------	------

飯塚市	農業用排水施設整備事業 (高田立石地区)	土地改良事業計画書の写し	平成20年7月25日から 平成20年8月22日まで	飯塚市役所
-----	-------------------------	--------------	------------------------------	-------

福岡県告示第1243号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、宗像市長から宗像市の町の区域を次のように新たに画する旨の届出があった。

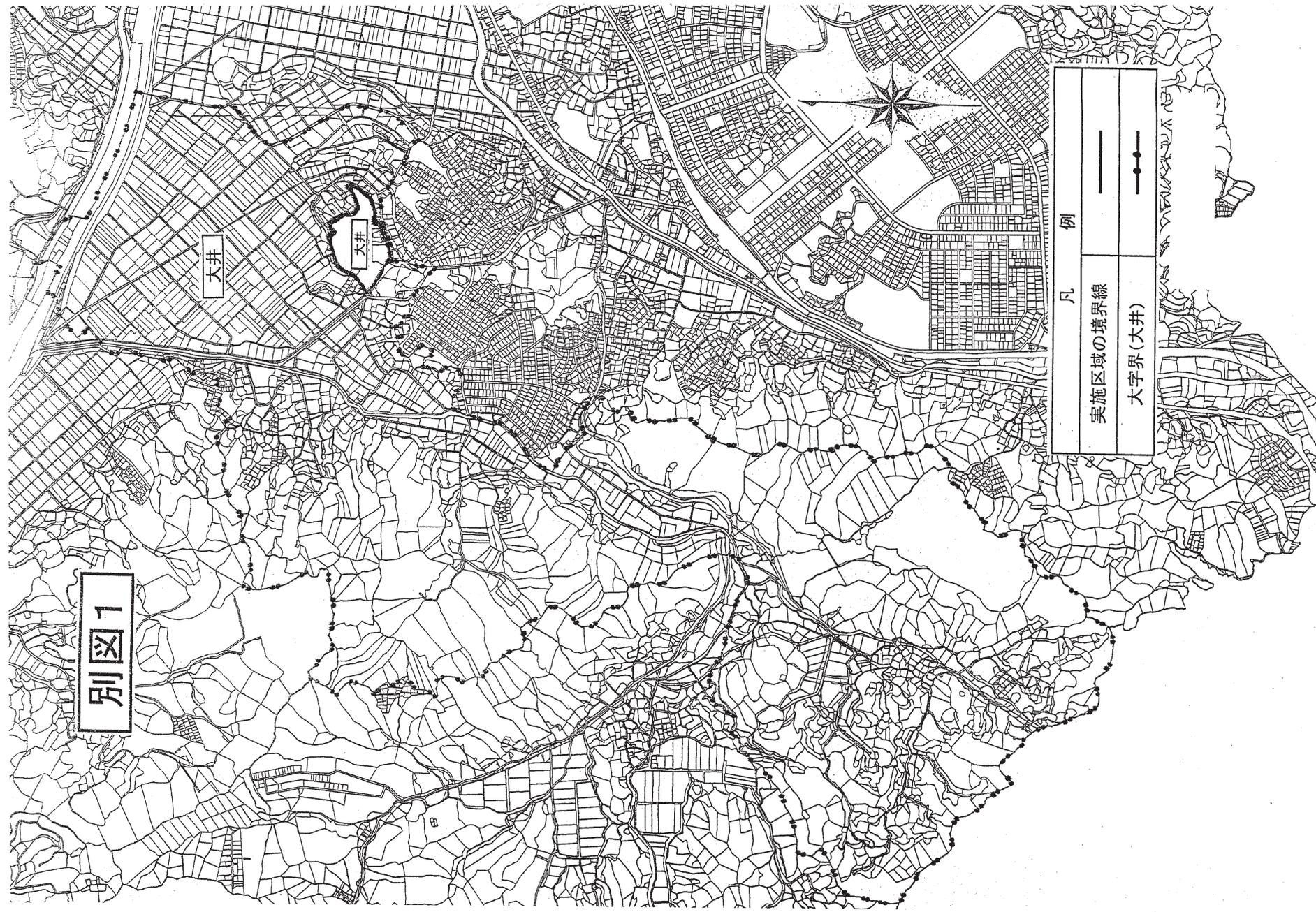
上記処分は、平成20年8月4日から効力を生ずるものとする。

平成20年7月25日

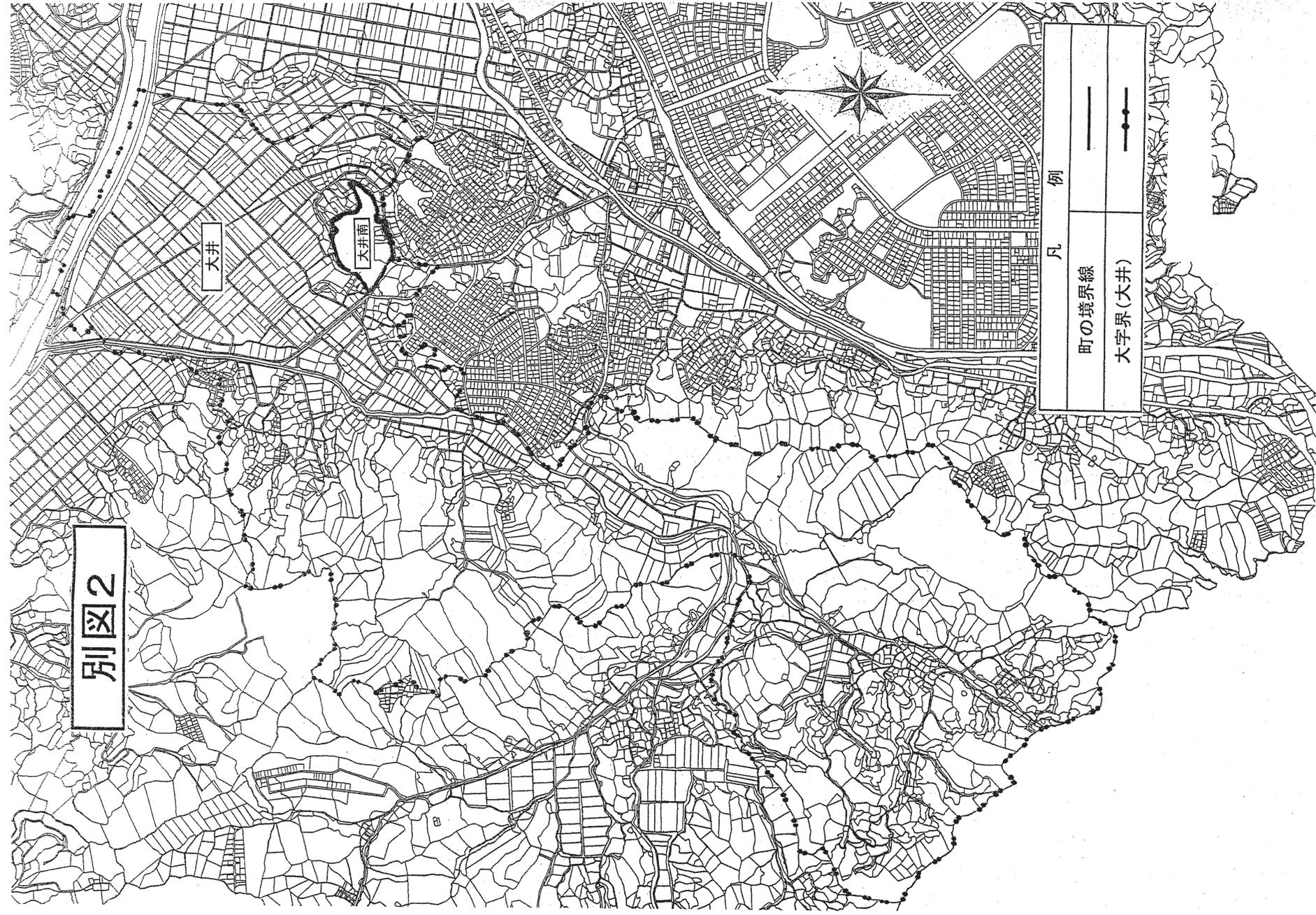
福岡県知事 麻 生 渡

別図1の区域内の字の区域に別図2のように町の区域を設定する。

別図1



別図2



## 福岡県告示第1244号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、うきは市長からうきは市の字の区域を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、告示の日から効力を生ずるものとする。

平成20年7月25日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 次の区域を浮羽町三春字西川に編入する。

町	字	地番
浮羽町三春	八反畑	1384の1から1384の5まで、1385の1から1385の4まで、1386、1386の2、1387、1387の2、1388、1388の2、1389、1389の2、1390、1390の2、1391の1、1391の3、1391の4、1392の1から1392の3まで、1393から1395まで、1397から1400まで、1401の1、1401の2、1403の1、1403の2、1404の1から1404の4まで、1405の1、1405の2、1406、1407、1408の1、1409の1、1409の3、1410の1、1410の2、1411の2、1412の1から1412の3まで、1414の1、1414の3、1415の1、1416の1、1416の3、1417の1、1418、1419、1420の1、1421、1422の1、1422の2、1429の1、1429の3、1430の1、1431、1432の1、1433の1、1434、1434の2、1435、1437の2、1437の3、1440の1から1440の3まで、1443の1、1444、1445、1446の1、1446の3、1447、1447の2、1448から1450まで
	沓瀬	1451の1

上記地番は、平成20年5月25日現在の登記簿による。

## 福岡県告示第1245号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、行橋市長から行橋市の字の区域を次のように設定及び変更する旨の届出があった。

上記処分は、県営土地改良事業（元永地区第5換地区）の換地処分の公告のあった日の翌日から効力を生ずるものとする。

平成20年7月25日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 次の区域を大字元永字樋ノ口に編入する。

大字	字	地番
元永	リチン	2の一部、3の1の一部、4の1、4の5の一部、5の1の一部、6の1、6の3、7、8、11、14の2の一部、21の一部
	門田	23の一部、25の1、26の一部、27の一部、29の一部、30の一部、31の1、32から40まで、41の1の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部		

## 2 次の区域を大字元永字高畔とする。

大字	字	地番
元永	樋ノ口	62の3、63の3
津留	ハコ	599の一部、600の1の一部
	ソオゲ	601の1の一部、602の1、603から606まで
	八反田	607の一部、609の1の一部、609の2の一部、615から617までの各一部
	高畔	618の1、618の2、619の2、647、650、652の1
	当町	624の一部、625の一部、629の一部、630の一部、632の一部、634の一部、635の1の一部、636の1、636の3、637の1、638、639、640の一部、641、642の1、643の1、645
カナケ田	631の一部	
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部		

## 3 次の区域を大字津留字ウサリウに編入する。

大字	字	地番
津留	カキタ	122の1
	馬淵	123の1、124、126の1、127の1
	芝打	128、134、135、137の1、139、140、142の1
	向フケ	129から133まで、145から150まで、151の1、153
	七ツエ	154の1の一部、157、158、159の1、160の1の一部
	向ヒ	155、172、209の1、211、213の1、214、215
	前川	163の1、166の1から166の3まで、167、168、176の3

上川原	169の1の一部、169の2の一部、170、196、197、199の一部、200の一部、203、528の一部
角頭	225、228
コタレ	226、227、230から235まで、237から240まで、244の一部、245、246、247の1、249の3、459の1、460
足尾	428の一部、429の1の一部、430の1の一部、432の1の一部、454の1
櫻下	461の一部、462、463
大川原	464の一部、466の1の一部、474の一部、477の一部、478の一部
堀田	481の一部、485の一部、486から490まで、491の一部、492から496まで、520から522まで、523の一部
竜王	497の一部、498の一部
上ツル	515の一部、517の一部、524の一部
古屋敷	533の一部
屋敷	769の一部、770の1の一部、770の2の一部、770の3

これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

4 次の区域を大字津留字上ツルに編入する。

大字	字	地番
津留	上川原	169の2の一部、199の一部、200の一部、528の一部、529
	大川原	477の一部
	堀田	481から483までの各一部、484、485の一部、491の一部、500、501、523の一部
	竜王	497の一部、498の一部、499、504の一部、505、507から510まで、556、577、583
	八反田	503、607の一部、609の1の一部、609の2の一部、610の1の一部、614、615の一部、616の一部、617の一部
	長田	511、512、549、550、555、558、565、575
	道免	530、531、539、540の1、540の2、567から572まで、574の1、574の2
	古屋敷	532、533の一部、538

ソノダ	535から537まで
ヒトリ子	559、561、563、566
カナケ田	576、578から582まで、584、585、631の一部、633の1
林添	588、589の一部、590の一部、592の1の一部、592の2
スカモト	586の1、586の2、587、593の一部、612の一部
ハコ	599の一部
当町	624の一部、625の一部、626から628まで、629の一部、630の一部、632の一部、634の一部、635の1の一部、640の一部

馬場村後 93の一部、98の一部

これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

5 次の区域を大字馬場字村後に編入する。

大字	字	地番
元永	リチン	1、2の一部、3の1の一部、4の5の一部、14の2の一部、20、21の一部
	門田	23の一部、26の一部、27の一部、29の一部、30の一部
津留	足尾	376の2の一部
	大川原	406の2の一部
	スカモト	593の一部、612の一部
	ハコ	594、597、598の1、598の3、598の4、599の一部、600の1の一部、600の2
	ソオゲ	601の1の一部
	八反田	610の1の一部
馬場	カモウラ	24の2、25の1、26、27の1、39から42まで、44、45、46の一部、47の一部、49、50、51の1、51の2、54、57から62まで、64、65、66の一部、67の一部、69から74まで、76、77の1、77の2
	古川	78から80まで、81の一部、83の一部、85の一部、86の1の一部、86の2の一部、87の一部
	古門	163の1から163の5まで、164、167の2
	イトドノ	213から217まで、219、221、222

高瀬川原	973から975までの各一部、1044の一部、1045の1の一部、1045の2の一部、1047の2の一部、1047の3の一部、1047の4、1049の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	

## 6 次の区域を大字馬場字大川原とする。

大字	字	地番	
津留	足尾	376の1の一部、376の2の一部、395の1から395の3まで、428の一部、429の1の一部、430の1の一部、432の1の一部、433、436の1	
	安藏	387、390、393、394の1	
	大川原	396から400まで、401の一部、402の1、402の2、403、404の1、404の2、405、406の1、406の2の一部、407から410まで、411の1、412の1から412の4まで、413、414、415の1から415の3まで、416の1、416の2、417の1、418の1、419、420の1、420の3、422、423の1、423の2、424の1、426、427の1、435の1、464の一部、465、466の1の一部、466の2、467、469から473まで、474の一部	
	櫻下	461の一部	
	堀田	482の一部、483の一部	
	竜王	504の一部	
	林添	589の一部、590の一部、591、592の1の一部	
	スカモト	593の一部	
	馬場	カモウラ	66の一部、67の一部
		古川	81の一部、83の一部、85の一部、86の1の一部、86の2の一部、87の一部、88、90から92まで
古門		89	
村後		93の一部、94、95、97、98の一部、101から106まで、108、109の一部、110の一部、112の1、112の2の一部、113から119までの各一部	
高瀬川原	1038の1の一部、1048の一部、1049の一部		
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部			

## 7 次の区域を大字高瀬字川原に編入する。

大字	字	地番
津留	足尾	376の1の一部、376の2の一部
馬場	カモウラ	46の一部、47の一部
辻垣	池田	561の1の一部、561の5
	古川上	547の2
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部		

## 8 次の区域を大字辻垣字下河原に編入する。

大字	字	地番
津留	安藏	365の1、380
	足尾	373、379
高瀬	川原	1014の一部、1016から1023までの各一部、1030の一部、1032の一部、1034部、1035の一部、1037、1038の1の一部、1038の2、1039の一部、1036
辻垣	大町	193の1、194の1、195
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部		

## 9 次の区域を大字辻垣字池田に編入する。

大字	字	地番
高瀬	川原	987の3の一部
辻垣	古川上	484、485、486の1、487の1
	下出口	560

福岡県告示第1246号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、北九州市長から北九州市の区域内に次の土地が新たに生じたことを平成20年6月18日確認した旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年7月25日

福岡県知事 麻 生 渡

新たに生じた土地の表示	地積 (平方メートル)
北九州市小倉北区大字藍島4の1、4の2、5の1、32の3の地先の公有水面埋立地	15,329.80
北九州市若松区響町三丁目2、8の地先の公有水面埋立地	47,274.50

福岡県告示第1247号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、北九州市長から北九州市の町及び字の区域を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、告示の日から効力を生ずるものとする。

平成20年7月25日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 次の区域を小倉北区大字藍島に編入する。

新たに生じた土地
北九州市小倉北区大字藍島4の1、4の2、5の1、32の3の地先の公有水面埋立地15,329.80平方メートル

- 2 次の区域を若松区響町三丁目2、8の地先の公有水面埋立地47,274.50平方メートル

新たに生じた土地
北九州市若松区響町三丁目2、8の地先の公有水面埋立地47,274.50平方メートル

福岡県告示第1248号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、福岡市長から福岡市の区域内に次の土地が新たに生じたことを平成20年6月20日確認した旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年7月25日

福岡県知事 麻 生 渡

新たに生じた土地の表示	地積 (平方メートル)

福岡市東区香椎浜三丁目25の1、25の6の地先の公有水面埋立地	150,676.37
---------------------------------	------------

福岡県告示第1249号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、福岡市長から福岡市の町の区域を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、告示の日から効力を生ずるものとする。

平成20年7月25日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 次の区域を東区香椎浜三丁目25の1、25の6の地先の公有水面埋立地150,676.37平方メートル

新たに生じた土地
福岡市東区香椎浜三丁目25の1、25の6の地先の公有水面埋立地150,676.37平方メートル

福岡県告示第1250号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、福岡市長から福岡市の町の区域を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、告示の日から効力を生ずるものとする。

平成20年7月25日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 次の区域を別府四丁目5の2、6の2、6の3

町 名	地 番
城西団地	5の2、6の2、6の3
これらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部	

福岡県告示第1251号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、太宰府市長から太宰府市の町の区域を次のように新たに画する旨の届出があった。

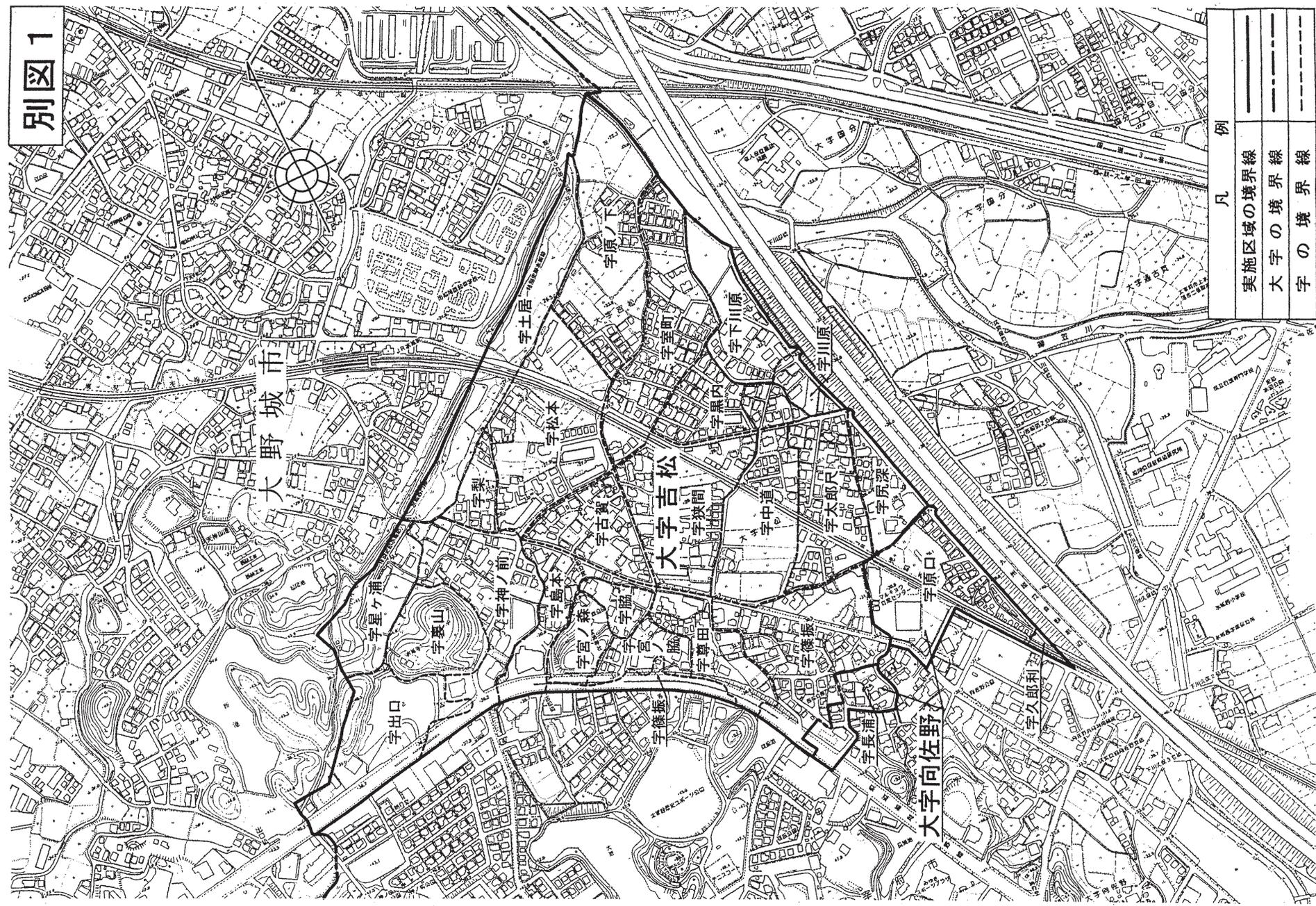
上記処分は、平成20年11月17日から効力を生ずるものとする。

平成20年7月25日

福岡県知事 麻 生 渡

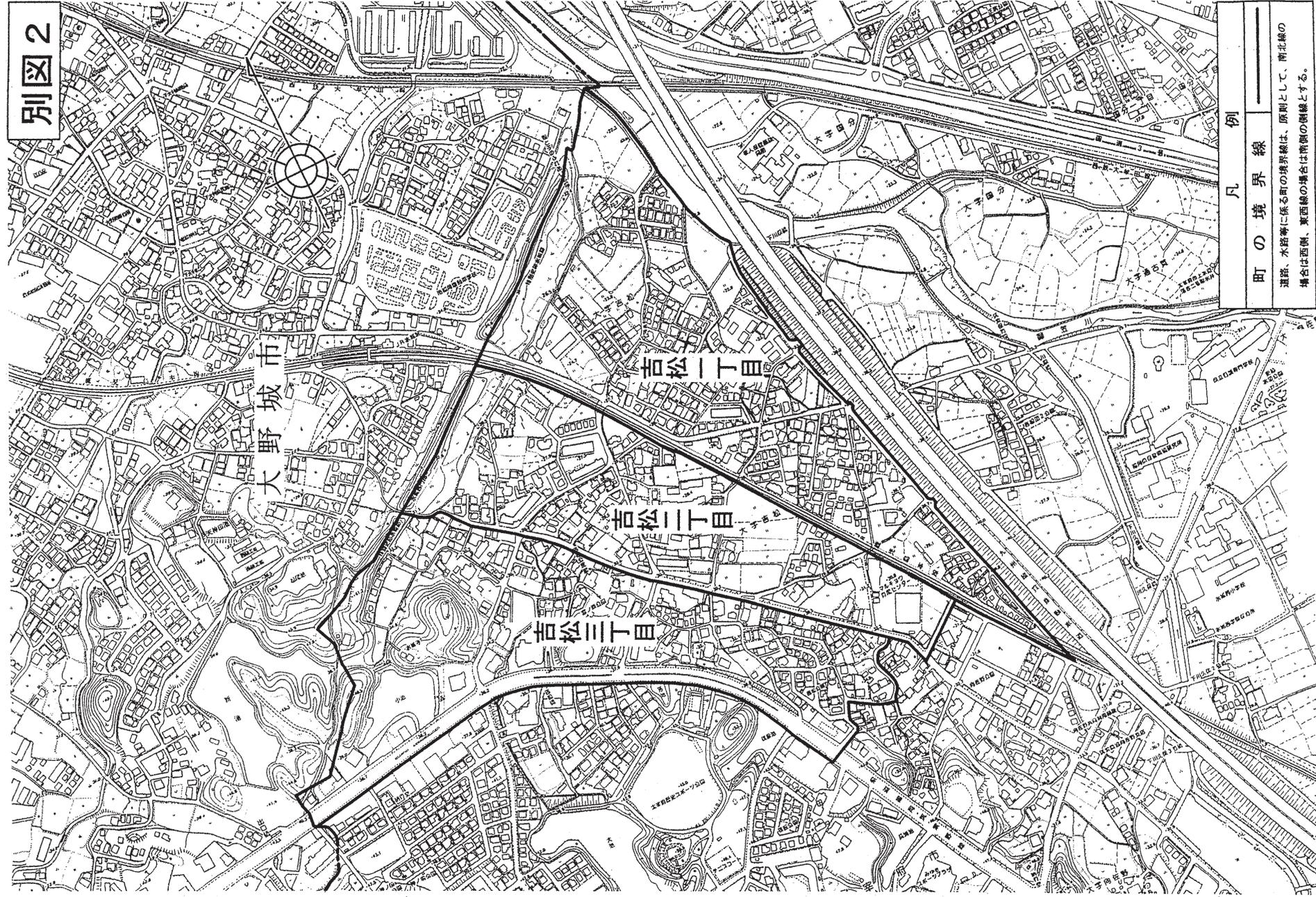
別図1の区域内の字の区域に別図2のように町の区域を設定する。

別図1



凡 例	
———	実施区域の境界線
- - - - -	大字の境界線
---	字の境界線

別図2



凡例

町の境界線

道路、水路等に係る町の境界線は、原則として、南北線の場合は西側、東西線の場合は南側の側線とする。

## 福岡県告示第1252号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成20年7月25日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 森林都市ショッピングセンター
- (2) 所在地 福岡県宗像市自由が丘3丁目12番4

## 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

## 福岡県告示第1253号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年7月25日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成20年7月3日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称  
特定非営利活動法人 まちネット人ネット九州
- (2) 代表者の氏名  
北村 速雄
- (3) 主たる事務所の所在地

## 福岡県北九州市小倉北区霧ヶ丘2丁目10番13号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、北九州・京築地域を拠点とした各種専門家が集まり、まちづくりに関する調査や企画、イベントの開催、まちづくりに関する情報の提供やまちづくりを行う人材の育成や派遣などを行い、北九州・京築地域に住む地域住民に安全・安心で住みやすい環境づくりのサポートを行い、地域の活性化に寄与する事を目的とする。

## 福岡県告示第1254号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年7月25日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成20年7月7日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称  
特定非営利活動法人ひこうせん
- (2) 代表者の氏名  
原田 直樹
- (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県北九州市戸畑区中本町10番23号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、成人期の障害者に対して、その自立や社会参加を支援する事業を行うことにより、障害者が社会の一員としての自覚を持ち、誇りと生きがいを持って生活できる環境づくりに寄与することを目的とする。

## 福岡県告示第1255号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年7月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年7月2日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人森林誌研究所

(2) 代表者の氏名

堺 正紘

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区天神3丁目10番25号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、森林と人類との関係並びに持続的森林利・活用等に関する調査・研究や普及活動を行うことによって、森林・林業の振興及び地域環境の改善並びに森林文化の向上に資することを目的とする。

福岡県告示第1256号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可申請を平成20年6月27日付けで適当であると決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成20年7月25日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
--------	----------	------	------

矢部川左岸上流土地改良区	土地改良事業（維持管理）変更計画書及び定款の写し	平成20年7月25日から平成20年8月22日まで	みやま市役所
--------------	--------------------------	--------------------------	--------

公告

公告

「福岡県建築基準法施行細則の一部（建築基準法第12条に関する部分）改正（安）」について、次のとおり意見を募集します。

平成20年7月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 意見募集期間

平成20年7月11日から平成20年8月11日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県建築都市部建築指導課に備え置きます。

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第20条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成20年7月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

株式会社洲上商会

(2) 所在地

佐賀県杵島郡江北町八町17番地1

(3) 代表者  
代表取締役 瀧上 正晴

2 行政処分の内容  
産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日  
平成20年7月14日

4 処分の理由  
事業者の役員が法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号口の規定に該当したことにより、事業者が法第14条第5項第2号ニの規定に該当して法第14条

の3の2第1項第1号の規定に該当するに至ったため。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第72号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づき、次の政治団体から政治団体設立届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成20年7月25日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成20年6月1日～6月30日

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	届出年月日
永岡啓祐後援会	永岡啓祐	永岡幸恵	北九州市小倉北区中井1-31-5	平成20年6月10日
丸山禎之後援会	丸山禎之	丸山禎之	宗像市日の里5-4-9	平成20年6月9日
吉村たいし後援会太志会	吉村太志	吉村照靖	北九州市小倉南区上貫1-1-16	平成20年6月24日

(3団体)

福岡県選挙管理委員会告示第73号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項の異動届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示す

受付期間 平成20年6月1日～6月30日

(政党以外のその他の政治団体)

る。

平成20年7月25日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

政治団体の名称	異動事項	内容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		

永和会（久野清隆を支える会）	団体名称	永和会（久野清隆を支える会）	清翔会（久野清隆を支える会）	平成20年6月1日	平成20年6月4日
江藤守國後援会	代表者	橋本安彦	平岡芳郎	平成20年6月1日	平成20年6月5日
大久保むが後援会	会計責任者	大久保大助	仲義就	平成20年5月30日	平成20年6月6日
清原哲史政治経済研究会	主たる事務所の所在地	古賀市日吉2-2-3	古賀市中央1丁目1番50号	平成20年6月26日	平成20年6月26日
全日本不動産政治連盟福岡県本部	主たる事務所の所在地	福岡市博多区博多駅前2-20-1 大博多ビル2階	北九州市小倉北区金田1丁目5-1 全日不動産会館2階203号	平成20年6月12日	平成20年6月23日
鷹木公興後援会	主たる事務所の所在地	嘉麻市上山田1683-215	山田市大字上山田1683-215	平成18年3月27日	平成20年6月5日
	代表者	鷹木公興	矢野勝美		
筑紫医師連盟	代表者	原文彦	松村順	平成20年4月1日	平成20年6月9日
	会計責任者	城戸正喜	大西昭彦		
中村武彦後援会	主たる事務所の所在地	大川市大字向島1921-8	大川市大字向島2418-107	平成20年6月1日	平成20年6月4日
福岡県商工政治連盟志賀支部	会計責任者	廣田義範	田中宏幸	平成19年5月1日	平成20年6月2日
藤野莞嗣後援会	主たる事務所の所在地	糟屋郡宇美町宇美4-10-1	糟屋郡宇美町宇美4丁目9-21	平成20年6月2日	平成20年6月2日

(10団体)

## 福岡県選挙管理委員会告示第74号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体解散届があったので、同法第17条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成20年7月25日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成20年6月1日～6月30日

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
朝部壽後援会	平成20年5月31日	平成20年6月17日
新しい筑後市を創る会	平成20年6月4日	平成20年6月5日
上原幸子後援会	平成19年4月2日	平成20年6月4日
大田かつよし後援会	平成20年6月22日	平成20年6月24日

笠 昭 一 郎 後 援 会	平成19年3月1日	平成20年6月9日
末 松 ひ さ 子 後 援 会	平成19年12月20日	平成20年6月20日
竇 部 勝 後 援 会	平成20年6月20日	平成20年6月20日
た け うち 房 雄 後 援 会	平成19年3月31日	平成20年6月23日
谷 口 て る あ き 後 援 会	平成20年3月31日	平成20年6月17日
友 子 と と も に つ く る 会	平成20年5月28日	平成20年6月9日
中 須 賀 達 穂 後 援 会	平成20年6月29日	平成20年6月30日
中 村 隆 光 後 援 会	平成20年5月31日	平成20年6月12日
原 嶋 貞 夫 後 援 会	平成19年12月28日	平成20年6月17日
星 野 す が み 後 援 会	平成19年5月15日	平成20年6月16日
北 健 会	平成20年5月31日	平成20年6月6日

森 山 英 樹 を 励 ま す 会	平成20年5月31日	平成20年6月26日
山 城 正 義 後 援 会	平成19年12月31日	平成20年6月20日
(平成18年法17条2項適用団体) 丸 山 禎 之 後 援 会	平成20年3月31日	平成20年6月9日
(平成20年法17条2項適用団体) 飯 田 幸 秀 後 援 会 幸 翔 会	平成18年4月1日	平成20年6月3日

(19団体)

## 福岡県選挙管理委員会告示第75号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定に基づき、次の公職の候補者から資金管理団体指定届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成20年7月25日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

受付期間 平成20年6月1日～6月30日

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日	届出年月日
永 岡 啓 祐	北九州市議会議員	永 岡 啓 祐 後 援 会	北九州市小倉北区中井1-31-5	永 岡 啓 祐	平成20年5月1日	平成20年6月10日

(1団体)

## 福岡県選挙管理委員会告示第76号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体届出事項の異動届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成20年7月25日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

受付期間 平成20年6月1日～6月30日

資金管理団体の届出事項の異動届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
				新	旧		
大久保 無 我	北九州市議会議員	大久保むが後援会	公 職 の 種 類	北九州市議会議員	福岡県議会議員	平成20年5月30日	平成20年6月6日
清 原 哲 史	福岡県議会議員	清原哲史政治経済研究会	主たる事務所の所在地	古賀市日吉2-2-3	古賀市中央1丁目1番50号	平成20年6月26日	平成20年6月26日
久 野 清 隆	福岡県議会議員	永和会（久野清隆を支える会）	団 体 名 称	永和会（久野清隆を支える会）	清翔会（久野清隆を支える会）	平成20年6月1日	平成20年6月4日

(3団体)

福岡県選挙管理委員会告示第77号

平成20年7月25日

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体指定取消届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

受付期間 平成20年6月1日～6月30日

法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体取消の届出をした者の氏名	公 職 の 種 類	資金管理団体の名称	代表者の氏名	取消年月日	届出年月日
阿 部 友 子	古 賀 市 議 会 議 員	友子とともにつくる会	阿 部 友 子	平成20年5月28日	平成20年6月9日
飯 田 幸 秀	朝 倉 市 議 会 議 員	飯田幸秀後援会幸翔会	飯 田 幸 秀	平成18年4月1日	平成20年6月3日
大 田 勝 義	太 宰 府 市 議 会 議 員	大田かつよし後援会	大 田 勝 義	平成20年6月22日	平成20年6月24日
笠 昭 一 郎	筑 紫 野 市 議 会 議 員	笠 昭 一 郎 後 援 会	笠 昭 一 郎	平成19年3月1日	平成20年6月9日
末 松 壽 子	志 摩 町 議 会 議 員	末松ひさ子後援会	末 松 壽 子	平成19年12月20日	平成20年6月20日
丸 山 禎 之	宗 像 市 議 会 議 員	丸山禎之の後援会	丸 山 禎 之	平成20年3月31日	平成20年6月9日
森 山 英 樹	福 岡 市 議 会 議 員	森山英樹を励ます会	森 山 英 樹	平成20年5月31日	平成20年6月26日

(7団体)

--	--

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）  
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



印刷紙等率100%再生紙を使用しています